平成２３年（フ）第８８号
青森県青森市浪岡大字女鹿沢字平野37番地11
債務者　鳴海　琴美
1　決定年月日時　平成23年５月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第９４号
青森県弘前市大字銅屋町46番地　三上ＡＰ８号
債務者　魚住　正子
1　決定年月日時　平成23年５月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第２４号
長野県東御市八重原3406番地７
債務者　伊澤　　一
1　決定年月日時　平成23年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第４８号
長野県上田市中野684番地９
債務者　仲田真由美
1　決定年月日時　平成23年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第８７号
松江市八雲町熊野287番地13
債務者　桐原　昭美
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第９０号
島根県雲南市三刀屋町中野500番地４
債務者　渡部亜矢子
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第９２号
島根県雲南市加茂町宇治796番地２
債務者　天野せつこ
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第９３号
島根県雲南市木次町新市436番地
債務者　石川　愛弓
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第９６号
松江市浜乃木７丁目８番18号ハイツ常松202、前住所松江市上乃木３丁目１番38号
債務者　山本　弘道
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１１号
大分県杵築市大字片野784番地
債務者　髙橋　譲治
1　決定年月日時　平成23年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２３年（フ）第９５３号
神奈川県茅ヶ崎市柳島海岸１番９号２Ｆ
債務者　本村　和央
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９６５号
横浜市港南区港南台４丁目４番25号　第３鈴木ビル201
債務者　小林　沙織
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０２６号
横浜市港北区高田東３丁目36番３号　サンコーポ宮田202
債務者　廣瀬トミ子
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０５２号
神奈川県大和市西鶴間２丁目７番５号　第３ハイツホーエイ２―Ｅ
債務者　片山　芳宏（旧姓杉原）
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０６６号
神奈川県藤沢市川名672番地　リステージ湘南川名307
債務者　増田　真実
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０６７号
神奈川県藤沢市川名672番地　リステージ湘南川名307
債務者　増田　智子
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０８０号
横浜市西区久保町31番29号
債務者　若山　　歩
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部